

岐阜大学学則（改正案）

（平成 19 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 50 号）

改正	平成 19 年 12 月 26 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 20 年 11 月 20 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 7 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 24 年 8 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 27 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号
	令和 2 年 3 月 31 日岐阜大学規則第 6 号	

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	教育研究上の基本組織(第 3 条 - 第 14 条の 3)
第 3 章	学部等教育
第 1 節	教育組織，修業年限及び在学期間等(第 15 条 - 第 18 条)
第 2 節	学年，学期及び休業日(第 19 条 - 第 21 条)
第 3 節	入学(第 22 条 - 第 30 条)
第 4 節	教育課程及び履修方法等(第 31 条 - 第 50 条)
第 5 節	休学，復学，転部，転学，退学及び除籍(第 51 条 - 第 59 条)
第 6 節	卒業の認定及び学士の学位授与(第 60 条・第 61 条)
第 7 節	教員免許状(第 62 条)
第 8 節	賞罰(第 63 条・第 64 条)
第 4 章	大学院教育(第 65 条)
第 5 章	研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等(第 66 条 - 第 72 条)
第 6 章	学生支援(第 73 条 - 第 77 条)
第 7 章	検定料，入学料，授業料及び寄宿料等(第 78 条・第 79 条)
第 8 章	雑則(第 80 条)
	附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は，国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は、地域における学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、学術文化の発展と交流を担うとともに、広く知識を授け、優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち、自立した専門的能力を有する人材の育成を行い、もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(学部及び学科・課程)

第3条 本学に、次の学部を置き、学部に次の学科・課程を置く。

教育学部	学校教育教員養成課程
地域科学部	地域政策学科 地域文化学科
医学部	医学科 看護学科
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科
応用生物科学部	応用生命科学課程 生産環境科学課程 共同獣医学科

2 前項の工学部電気電子・情報工学科に、電気電子コース、情報コース及び応用物理学コースを置く。

3 第1項の応用生物科学部共同獣医学科は、本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

(学環)

第3条の2 本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第42条の3の2に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会システム経営学環(以下「学環」という。)を置く。

2 学環は、地域科学部、工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条の3 前2条に定める、学部、学科又は課程並びに学環にあつては、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則(平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。)による。

(教員組織)

第5条 学部の学科(教育学部にあつては課程, 応用生物科学部にあつては学科及び課程), 学環及び大学院の研究科の専攻に, 教育研究上の目的を達成するための組織として, 講座, 学科目等を置く。

2 講座, 学科目等に関し必要な事項は, 「岐阜大学における講座, 学科目, 研究部門等に関する規程」(令和2年3月31日規程第110号)による。

第6条から第13条の2まで 削除

第14条から第14条の3まで 削除

第3章 学部等教育

第1節 教育組織, 修業年限及び在学期間等

(教育組織, 入学定員及び収容定員)

第15条 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育組織, 入学定員, 3年次編入学定員及び収容定員は, 次のとおりとする。

学部等	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	人 220	人	人 880
地域科学部	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68 【8】		272 【32】
	機械工学科	134 【4】		536 【16】
	化学・生命工学科	154 【4】		616 【16】
	電気電子・情報工学科	174 【4】		696 【16】
	電気電子コース	75		
	情報コース	70		
	応用物理コース (各学科共通)	25	30	60
	計	530	30	2,180
応用生物科学部	応用生命科学課程	85 【5】	5	350 【20】
	生産環境科学課程	85 【5】	5	350 【20】
	共同獣医学科	30		180

	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	200	10	880
社会システム経営学環		30		120
備考1 工学部における は、コース定員を表し、学科の入学定員の内数とする。				
備考2 応用生物科学部における()は、本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。				
備考3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科及び課程に係る内数を示す。				

(修業年限)

第16条 学部等の修業年限は、4年とする。

2 医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については、前項の規定にかかわらず、6年とする。

(修業年限の通算)

第17条 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算は、学部等の長が行う。

(在学期間)

第18条 学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあつては、4年を超えることができない。

3 第27条又は第28条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。ただし、医学部医学科については、別に定める。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 21 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - 三 創立記念日 6 月 1 日
 - 四 春季休業 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
 - 五 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで(医学部医学科第 2 年次から第 6 年次まで
にあつては 7 月 10 日から 8 月 31 日まで)
 - 六 冬季休業 12 月 23 日から翌年 1 月 10 日まで
- 2 学部等の長は、前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第 3 節 入学

(入学の時期)

第 22 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学並びに秋季入学については、第 19 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 23 条 本学に入学することのできる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入学資格(3 年次編入学を除く。)に関し必要な事項は、別に定める。

(入学願書の提出)

第 24 条 本学への入学を志願する者は、第 78 条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、入学願書の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第 25 条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

- 2 前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、第 78 条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(入学の許可)

第 26 条 学長は、前条第 2 項の規定により入学手続を経た者(第 79 条に規定する入学科の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し、入学を許可する。

(3 年次編入学)

第 27 条 第 15 条の表に掲げる 3 年次編入学定員で編入学できる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学、編入学及び転入学)

第 28 条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第 15 条に規定する学部等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 29 条 学部等の長は、第 27 条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

(準用規定)

第 30 条 第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、第 27 条又は第 28 条の規定により入学する者にこれを準用する。

第 4 節 教育課程及び履修方法等

(教育体系等)

第 31 条 本学における教育体系は、教養教育及び専門教育とし、教養教育においては教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。)を、専門教育においては基礎科目及び専門科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。)を置く。

(教育課程の編成)

第 32 条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 第 1 項から前項までに定めるもののほか、教育課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の開設主体)

第 33 条 前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。)は、全学共通教育科目と称し、教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2 学部等において履修させる授業科目は、それぞれの学部等が開設する。

(外国人留学生等に係る日本語科目等)

第 34 条 外国人留学生に対しては、前条に規定するもののほか、全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の規定により開設する授業科目は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育(中学校、高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。)を受けた者に履修させることができる。

(単位の計算方法)

第 35 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、各学部等又は教育推進・学生支援機構において、第 2 号の演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で、第 3 号の実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で変更することができる。ただし、第 3 号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義時間を 3 倍、演習時間を 1.5 倍、実験及び実習時間を 1 倍して、合計時間が 45 時間の授業時間をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部等において単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 36 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 37 条 各授業科目の授業は，15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業及び履修の方法等)

第 38 条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定める(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)ところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3 第 1 項の授業の一部は，文部科学大臣が定める(平成 15 年文部科学省告示第 43 号)ところにより，本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 第 44 条から第 49 条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は，60 単位を超えることができない。

5 第 31 条から第 34 条及び第 43 条に定めるもののほか，授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

(成績評価基準の明示)

第 39 条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は，学修の成果に係る評価等の基準を定め，授業細目(シラバス)に記載し，学生に対して明確に提示しなくてはならない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 40 条 本学は，授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の成績)

第 41 条 授業科目を履修した者に対しては，原則として試験を行う。この場合，定期試験は，学期末又は学年末に行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は，前項に規定する試験のほか，研究報告，随時行う試験，出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は，秀，優，良，可及び不可の 5 種の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とする。ただし，卒業研究の成績は，合格又は不合格の評語を用いることができる。

(単位又は授業科目の修得の認定)

第 42 条 単位又は授業科目の修得の認定は，前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか，認定に関し必要な事項は，各学部等において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 43 条 各学部等は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。

(他の学部等の授業科目の履修等)

第 44 条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。

3 前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 45 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 他大学等において履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

5 第 1 項から前項までに定めるもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 46 条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(留学)

第 47 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3 前 2 項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等)

第 48 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3 前 2 項に定めるもののほか、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 49 条 教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか，入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 50 条 学生が職業を有している等の事情により，当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修について，学長の許可を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか，長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。

第 5 節 休学，復学，転部，転学，退学及び除籍

(休学)

第 51 条 学部等の長は，疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは，休学を許可することができる。

2 学部等の長は，疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 52 条 休学期間は，1 年以内とし，当該学年末までとする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間を 1 年以内更新することができる。

2 休学期間は，通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は，第 18 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 53 条 学部等の長は，休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について，その復学を許可することができる。

2 学部等の長は，第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で，その理由が消滅した場合には，その復学を許可することができる。

(転部)

第 54 条 学生が他の学部等に転部しようとするときは，所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

2 第 29 条の規定は，前項の規定により転部する者にこれを準用する。

(転学)

第 55 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 56 条 退学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 57 条 学長は，学部等の長の申し出により，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，これを除籍する。

一 死亡した者

二 行方不明の者

2 学長は，入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で，その納付すべき入学料を納付しない場合は，これを除籍する。

3 学長は，許可なく入学料(納付を猶予された場合に限る。)若しくは授業料を滞納し，又は延納期限を経過し，督促してもこれを納付しない者に対しては，除籍することができる。

(退学を命ずる場合)

第 58 条 学長は，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，退学を命ずることができる。

一 第 18 条に規定する在学期間を超えた者

二 第 52 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者

三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(その他)

第 59 条 第 51 条から前条までに関し，必要な事項は別に定める。

第 6 節 卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第 60 条 卒業の認定は，第 16 条に規定する修業年限以上在学し，別に定める授業科目を履修し，卒業要件として定める単位を修得した者について，学長が行う。

2 学長は，前項に規定するもののほか，学校教育法第 89 条に定めるところにより，学生(医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。)が本学に 3 年以上在学し，卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。

3 前 2 項に規定する卒業の認定は，学年の終わり(秋季入学した者にあつては，第 16 条に規定する修業年限に達する学期の終わり)に行う。ただし，学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかつた者については，別に定める時期に認定を受けることができるものとする。

4 第 1 項から前項までに定めるもののほか、卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学士の学位授与)

第 61 条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者には、岐阜大学学位規則（平成 16 年岐阜大学規則第 117 号）に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第 7 節 教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表第 3 のとおりとする。

第 8 節 賞罰

(表彰)

第 63 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

2 前項に規定する表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 64 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 正当の理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第 2 項の規定による停学の期間が 3 月を超える場合は、第 16 条に規定する修業年限に算入しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、第 1 項から前項までに定めるもののほか、学長が別に定める。

第 4 章 大学院教育

(大学院教育)

第 65 条 大学院に関し必要な事項は、大学院学則による。

第 5 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等

(研究生)

第 66 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 67 条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 68 条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 69 条 他の大学(外国の大学を含む。)に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他の大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期特定課題受託研修生)

第 69 条の 2 他の大学(外国の大学を含む。)に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については、当該他の大学との協議に基づき、学長は、短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 70 条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、第 15 条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(内地留学生等)

第 71 条 学長は、産業教育内地留学生、科学教育研究室研究生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教員研修センター研修員、受託研究員、獣医師受託研修生、外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については、その受入れを許可することができる。

(その他)

第 72 条 第 66 条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 学生支援

(学生支援)

第 73 条 本学は、学生の修学その他に關し、必要な助言指導を行う。

(保健管理)

第 74 条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 75 条 学生は、前条に規定する健康診断のほか、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

(学生支援施設)

第 76 条 本学に，学生寮，課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

(その他)

第 77 条 第 73 条から前条までに關し必要な事項は，別に定める。

第 7 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料等

(検定料，入学料，授業料等の額及び収納方法)

第 78 条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予)

第 79 条 入学料，授業料及び寄宿料については，免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか，入学料，授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については，別に定める。

第 8 章 雑則

(雑則)

第 80 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この学則は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の際現に工学部の夜間主コースに在学する学生がいる場合には，第 5 条の規定にかかわらず，当該学生が在学しなくなる日までの間，夜間主コースを置き，第 15 条の表中，工学部及び合計に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
工学部	社会基盤工学科	人	人	人
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	機械システム工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用化学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	電気電子工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	生命工学科			
	昼間コース	240	240	240

	夜間主コース	15	10	5
	応用情報学科			
	昼間コース	280	280	280
	夜間主コース	15	10	5
	機能材料工学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	人間情報システム工学科			
	昼間コース	200	200	200
	夜間主コース	15	10	5
	数理デザイン工学科			
	昼間コース	160	160	160
	(各学科共通)	60	60	60
計				
昼間コース	2,040	2,040	2,040	
夜間主コース	120	80	40	
共通	60	60	60	
合計	5,290	5,250	5,210	

附 則(平成 19 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 15 条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	490	500	510	520	530
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	830	840	850	860	870
合計		5,260	5,230	5,200	5,210	5,220

- 第 15 条の表に規定する医学部医学科の収容定員は、平成 34 年度までとする。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の学則第 15 条の表工学部の項中の機械システム工学科及び数理デザイン工学科並びに医学部の項中の医学科及び計並びに合計の項の収容定員欄については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
工学部	機械システム工学科	人 245	人 250	人 255	人 260	人 260
	数理デザイン工学科	155	150	145	140	140
医学部	医学科	人 510	人 530	人 550	人 570	人 590
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	850	870	890	910	930
合計		5,240	5,220	5,240	5,260	5,280

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	537	564	591	618	635
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	877	904	931	958	975
合計		5,227	5,254	5,281	5,308	5,325

- 平成 21 年度以前に入学した医学部看護学科及び工学部数理デザイン工学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 7 月 1 日)

この学則は，平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際現に教育学部の生涯教育課程又は応用生物科学部の食品生命科学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しな

くなる日までの間，生涯教育課程又は食品生命科学課程を置き，第 15 条の表中，教育学部並びに応用生物学部の「応用生命科学課程」，「食品生命科学課程」，「獣医学課程」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 830	人 860	人 890	人 920	人 920
	特別支援学校教員養成課程	65	70	75	80	80
	生涯教育課程	105	70	35	0	0
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
応用生物学部	応用生命科学課程	人 80	人 160	人 245	人 330	人 330
	食品生命科学課程	250	170	85	0	0
	獣医学課程	170	170	170	170	175
	計	830	830	830	830	835
合計	5,254	5,281	5,308	5,325	5,337	

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年度以前に入学した者については，改正後の第 48 条第 3 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 8 月 1 日)

この学則は，平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際現に工学部の社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は応用生物学部の獣医学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は獣医学課程を置き，第 15 条の表中，工学部の「社会基盤工学科」，「機械工学科」，「化学・生命工学科」，「電気電子・情報工学科」及び「計」並びに応用生物学部

の「共同獣医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
工学部	社会基盤工学科	60	120	180	240	240
	機械工学科	130	260	390	520	520
	化学・生命工学科	150	300	450	600	600
	電気電子・情報工学科	170	340	510	680	680
	(各学科共通)			30	60	60
	社会基盤工学科	180	120	60		
	機械システム工学科	195	130	65		
	応用化学科	165	110	55		
	電気電子工学科	180	120	60		
	生命工学科	180	120	60		
	応用情報学科	210	140	70		
	機能材料工学科	165	110	55		
	人間情報システム工学科	150	100	50		
	数理デザイン工学科	105	70	35		
(各学科共通)	60	60	30			
計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
応用生物科学部	共同獣医学科	30	60	90	120	150
	獣医学課程	145	115	90	60	30
	計	835	835	840	840	840
合計	5,313	5,330	5,342	5,342	5,342	

- 3 平成 24 年度以前に医学部医学科に入学した学生については、改正後の岐阜大学学則第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 24 年度以前に入学した工学部社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科並びに応用生物科学部獣医学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 平成 24 年規則第 1 号の附則第 2 項中「第 48 条第 3 項」を「第 41 条第 3 項」と読み替えるものとする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 15 条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る「入学定員」及び「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 27 年度	110 80	190	1,240	645 340	985	5,345
平成 28 年度	110 80	190	1,240	648 340	988	5,348
平成 29 年度	110 80	190	1,240	651 340	991	5,351
平成 30 年度	95 80	175	1,225	639 340	979	5,339
平成 31 年度	95 80	175	1,225	627 340	967	5,327
平成 32 年度	85 80	165	1,215	605 340	945	5,305
平成 33 年度	85 80	165	1,215	580 340	920	5,280
平成 34 年度	85 80	165	1,215	555 340	895	5,255
平成 35 年度	85 80	165	1,215	530 340	870	5,230
平成 36 年度	85 80	165	1,215	520 340	860	5,220

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 応用生物科学研究科は，改正後の岐阜大学学則第 4 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成 29 年 4 月 27 日)

この学則は，平成 29 年 4 月 27 日から施行し，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した教育学部学校教育教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の学生が取得できる教員免許状の種類及び免許教科・領域の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 岐阜大学学則等の一部を改正する学則(平成 27 年規則第 2 号)附則第 2 項の表中，平成 30 年度の項から平成 36 年度までの項を次のように改める。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 30 年度	110 80	190	1,240	654 340	994	5,354
平成 31 年度	110 80	190	1,240	657 340	997	5,357
平成 32 年度	85 80	165	1,215	635 340	975	5,335
平成 33 年度	85 80	165	1,215	610 340	950	5,310
平成 34 年度	85 80	165	1,215	585 340	925	5,285
平成 35 年度	85 80	165	1,215	560 340	900	5,260
平成 36 年度	85 80	165	1,215	535 340	875	5,235

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号)

- 1 この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 連合獣医学研究科は，改正後の岐阜大学学則(以下「新学則」という。)第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず，平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 平成 30 年度以前に入学した医学部看護学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，新学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日岐阜大学規則第 6 号)

- この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育学部特別支援学校教員養成課程は，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に当該課程に在籍する者が在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 改正後の第 15 条の表中，教育学部の学校教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	940	960	980
	特別支援学校教員養成課程	60	40	20
医学部	看護学科	330		

- 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中，平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
令和 2 年度	110 80	190	1,240	660 330	1,000	5,350
令和 3 年度	110 80	190	1,240	660 340	1,000	5,360
令和 4 年度	85 80	165	1,215	635 340	975	5,335
令和 5 年度	85 80	165	1,215	610 340	950	5,310
令和 6 年度	85 80	165	1,215	585 340	925	5,285
令和 7 年度	85 80	165	1,215	560 340	900	5,260
令和 8 年度	85 80	165	1,215	535 340	875	5,235

附 則

- この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 15 条の表中，教育学部，工学部，応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

教育学部		人	人	人
	学校教育教員養成課程	970	940	910
工学部	社会基盤工学科	248 【8】	256 【16】	264 【24】
	機械工学科	524 【4】	528 【8】	532 【12】
	化学・生命工学科	604 【4】	608 【8】	612 【12】
	電気電子・情報工学科	684 【4】	688 【8】	692 【12】
	(各学科共通)	60	60	60
	計	2,120	2,140	2,160
応用生物科学部	応用生命科学課程	335 【5】	340 【10】	345 【15】
	生産環境科学課程	335 【5】	340 【10】	345 【15】
	共同獣医学科	180	180	180
	計	850	860	870
社会システム経営学環	30	60	90	
備考 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【 】は，各学科及び課程に係る内数を示す。				

別表(第 62 条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者
		幼稚園教諭一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

	電気電子コース 情報コース		
	電気電子・情報工学科 応用物理コース		数学
応用生物 科学部	応用生命科学 課程 生産環境科学 課程	高等学校教諭一 種免許状	理科 農業

岐阜大学学則改正理由書

理 由

本学に学部等連係課程として社会システム経営学環を設置することに伴い、所要の改正を行うものである

概 要

- ・社会システム経営学環の入学定員は 30 人，収容定員は 120 人とする
- ・当該課程に係る連係協力学部は，地域科学部，工学部及び応用生物科学部とする。

岐阜大学学則 新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>目次 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 学部教育 第1節～第8節（略）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（教育研究上の目的の公表等） 第3条の3 前条に定める，学部，学科又は課程にあっては，人材の養成に関する目的，その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>（教員組織） 第5条 学部の学科(教育学部にあつては課程，応用生物科学部にあつては学科及び課程)及び大学院の研究科の専攻に，教育研究上の目的を達成するための教員組織として，講座，学科目等を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条から第14条の3まで 削除</p> <p>第3章 学部教育</p> <p>（修業年限） 第16条 学部の修業年限は，4年とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（修業年限の通算） 第17条（略） 2 前項の修業年限の通算は，学部長が行う。</p> <p>（在学期間） 第18条 学部の学生は8年を超えて在学することができない。</p>	<p>目次 第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 学部等教育 第1節～第8節（略）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（学環）</u> <u>第3条の2 本学に，大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第42条の3の2に定める学部等連係課程実施基本組織として，社会システム経営学環（以下「学環」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 学環は，地域科学部，工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。</u></p> <p>（教育研究上の目的の公表等） 第3条の3 前2条に定める，学部，学科又は課程並びに学環にあっては，人材の養成に関する目的，その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>（教員組織） 第5条 学部の学科(教育学部にあつては課程，応用生物科学部にあつては学科及び課程)，<u>学環</u>及び大学院の研究科の専攻に，教育研究上の目的を達成するための組織として，講座，学科目等を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条から第14条の3まで 削除</p> <p>第3章 学部等教育</p> <p>（修業年限） 第16条 学部<u>等</u>の修業年限は，4年とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（修業年限の通算） 第17条（略） 2 前項の修業年限の通算は，学部<u>等</u>の長が行う。</p> <p>（在学期間） 第18条 学部<u>等</u>の学生は8年を超えて在学することができない。</p>

<p>2～3(略)</p> <p>第19条～第20条(略)</p> <p>第21条(略)</p> <p>2 学部長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学部長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。</p> <p>第22条～第23条(略)</p> <p>(入学願書の提出)</p> <p>第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>第25条～第27条(略)</p> <p>(再入学、編入学及び転入学)</p> <p>第28条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第15条に規定する学部の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2(略)</p> <p>(既修得単位等の認定)</p> <p>第29条 学部長は、第27条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。</p> <p>第30条～第31条(略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第32条 学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力</p>	<p>2～3(略)</p> <p>第19条～第20条(略)</p> <p>第21条(略)</p> <p>2 学部等の長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。</p> <p>第22条～第23条(略)</p> <p>(入学願書の提出)</p> <p>第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>第25条～第27条(略)</p> <p>(再入学、編入学及び転入学)</p> <p>第28条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第15条に規定する学部等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2(略)</p> <p>(既修得単位等の認定)</p> <p>第29条 学部等の長は、第27条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。</p> <p>第30条～第31条(略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第32条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断</p>
---	---

<p>を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>（授業科目の開設主体）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 学部において履修させる授業科目は，それぞれの学部が開設する。</p> <p>第34条（略）</p> <p>（単位の計算方法）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は，各学部又は教育推進・学生支援機構において，第2号の演習については15時間から30時間までの範囲で，第3号の実験，実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で変更することができる。ただし，第3号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，各学部において単位数を定めることができる。</p> <p>第36条～第38条（略）</p> <p>（成績評価基準の明示）</p> <p>第39条 各学部及び教育推進・学生支援機構は，学修の成果に係る評価等の基準を定め，授業細目(シラバス)に記載し，学生に対して明確に提示しなくてはならない。</p> <p>第40条～第41条（略）</p> <p>（単位又は授業科目の修得の認定）</p> <p>第42条 単位又は授業科目の修得の認定は，前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか，認定に関し必要な事項は，各学部において別に定める。</p> <p>（履修科目の登録の上限）</p>	<p>力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>（授業科目の開設主体）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 学部等において履修させる授業科目は，それぞれの学部等が開設する。</p> <p>第34条（略）</p> <p>（単位の計算方法）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は，各学部等又は教育推進・学生支援機構において，第2号の演習については15時間から30時間までの範囲で，第3号の実験，実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で変更することができる。ただし，第3号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，各学部等において単位数を定めることができる。</p> <p>第36条～第38条（略）</p> <p>（成績評価基準の明示）</p> <p>第39条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は，学修の成果に係る評価等の基準を定め，授業細目(シラバス)に記載し，学生に対して明確に提示しなくてはならない。</p> <p>第40条～第41条（略）</p> <p>（単位又は授業科目の修得の認定）</p> <p>第42条 単位又は授業科目の修得の認定は，前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか，認定に関し必要な事項は，各学部等において別に定める。</p> <p>（履修科目の登録の上限）</p> <p>第43条 各学部等は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，</p>
--	--

<p>第 43 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。</p> <p>(他の学部の授業科目の履修等)</p> <p>第 44 条 学生は、他の学部の授業科目を履修し、又は聴講することができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が他の学部の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定による他の学部の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第 46 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>第 47 条 ~ 第 48 条 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第 49 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、学部長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>(休学)</p> <p>第 51 条 学部長は、疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学</p>	<p>学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。</p> <p>(他の学部等の授業科目の履修等)</p> <p>第 44 条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第 46 条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>第 47 条 ~ 第 48 条 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第 49 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>(休学)</p> <p>第 51 条 学部等の長は、疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。</p>
--	---

<p>願が提出されたときは、休学を許可することができる。</p> <p>2 学部長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。</p> <p>第 52 条（略）</p> <p>（復学）</p> <p>第 53 条 学部長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。</p> <p>2 学部長は、第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。</p> <p>（転部）</p> <p>第 54 条 学生が他の学部^にに転部しようとするときは、所属する学部長及び転部する学部長の許可を得なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 55 条～第 56 条（略）</p> <p>第 57 条 学長は、学部長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。</p> <p>一 死亡した者</p> <p>二 行方不明の者</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 58 条～第 61 条（略）</p> <p>（教員の免許状授与の所要資格の取得）</p> <p>第 62 条（略）</p> <p>2 本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>第 63 条～第 66 条（略）</p> <p>（科目等履修生）</p> <p>第 67 条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。</p> <p>第 68 条～第 80 条（略）</p>	<p>2 学部等の長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。</p> <p>第 52 条（略）</p> <p>（復学）</p> <p>第 53 条 学部等の長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。</p> <p>2 学部等の長は、第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。</p> <p>（転部）</p> <p>第 54 条 学生が他の学部等に転部しようとするときは、所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 55 条～第 56 条（略）</p> <p>第 57 条 学長は、学部等の長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。</p> <p>一 死亡した者</p> <p>二 行方不明の者</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 58 条～第 61 条（略）</p> <p>（教員の免許状授与の所要資格の取得）</p> <p>第 62 条（略）</p> <p>2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>第 63 条～第 66 条（略）</p> <p>（科目等履修生）</p> <p>第 67 条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。</p> <p>第 68 条～第 80 条（略）</p>
---	---

--	--

(現行)

(教育組織，入学定員及び収容定員)

第 15 条 学部の教育組織，入学定員，3 年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部等	学科又は課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	250		1,000
地域科学部	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	60		240
	機械工学科	130		520
	化学・生命工学科	150		600
	電気電子・情報工学科	170		680
	電気電子コース	75		
	情報コース	70		
	応用物理コース (各学科共通)	25		
	計	510	30	2,100
応用生物科学部	応用生命科学課程	80	5	330
	生産環境科学課程	80	5	330
	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	190	10	840

備考 1 工学部における は，コース定員を表し，学科の入学定員の内数とする。

備考 2 応用生物科学部における () は，本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり，外数とする。

(改正案)

(教育組織，入学定員及び収容定員)

第 15 条 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育組織，入学定員，3 年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部等	学科又は課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員	
教育学部	学校教育教員養成課程	人 220	人	人 880	
地域科学部	地域政策学科	50	5	210	
	地域文化学科	50	5	210	
	計	100	10	420	
医学部	医学科	85		510	
	看護学科	80		320	
	計	165		830	
工学部	社会基盤工学科	68 【8】		272 【32】	
	機械工学科	134 【4】		536 【16】	
	化学・生命工学科	154 【4】		616 【16】	
	電気電子・情報工学科	174 【4】		696 【16】	
	電気電子コース	75			
	情報コース	70			
	応用物理コース (各学科共通)	25	30	60	
	計	530	30	2,180	
	応用生物科学部	応用生命科学課程	85 【5】	5	350 【20】
		生産環境科学課程	85 【5】	5	350 【20】
共同獣医学科		30		180	
(鳥取大学農学部共同獣医学科)		(35)		(210)	
計		200	10	880	
社会システム経営学環		30		120	
備考 1 工学部における は，コース定員を表し，学科の入学定員の内数とする。					
備考 2 応用生物科学部における()は，本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり，外数とする。					
備考 3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【 】は，各学科及び課程に係る内数を示す。					

附 則

1 この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 15 条の表中，教育学部，工学部，応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育学部		人	人	人
	学校教育教員養成課程	970	940	910
工学部	社会基盤工学科	248 【8】	256 【16】	264 【24】
	機械工学科	524 【4】	528 【8】	532 【12】
	化学・生命工学科	604 【4】	608 【8】	612 【12】
	電気電子・情報工学科	684 【4】	688 【8】	692 【12】
	(各学科共通)	60	60	60
	計	2,120	2,140	2,160
	応用生物科学部	応用生命科学課程	335 【5】	340 【10】
	生産環境科学課程	335 【5】	340 【10】	345 【15】
	共同獣医学科	180	180	180
	計	850	860	870
社会システム経営学環		30	60	90
備考 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【 】は，各学科及び課程に係る内数を示す。				

（趣旨）

第1条 この規程は、岐阜大学組織運営規程（令和2年度岐大規程第1号）第22条の規定に基づき、岐阜大学社会システム経営学環（以下「本学環」という。）に置く社会システム経営学環運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 運営会議は、本学環の専属の専任教員及び本学環の専任教員を兼務する地域科学部、工学部及び応用生物科学部（以下「連係協力学部」の専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）をもって組織する。

（審議事項）

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - 四 社会システム経営学環長（以下「学環長」という。）候補者の推薦に関する事項
 - 五 大学教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 六 教育研究戦略、教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
 - 七 教育課程の編成に関する事項
 - 八 連係協力学部との連携に関する事項
 - 九 地域との連携に関する事項
 - 十 学生の身分に関する事項
 - 十一 学生の修学支援に関する事項
 - 十二 予算配分及び決算に関する事項
 - 十三 その他教育、研究及び業務に関する事項
- 2 運営会議は、前項に規定するもののほか、学長及び学環長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第4条 運営会議に議長を置き、学環長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 構成員の4分の1以上から請求があった場合には、議長は、運営会議を招集しなければならない。
- 4 学環長に事故がある場合には、学環長があらかじめ指名する本学環の専任教員が議長となる。

（定足数）

第5条 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 前項の構成員の数には、海外渡航中の者（私事渡航を除く。）、内地研究員、休職中の者及び長期病気休暇中の者は、算入しない。

（議決）

第6条 議事は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 大学教員の教育研究業績の審査に関する事項及びこの規程の改廃に関する事項についての議決は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(運営会議記録)

第7条 運営会議の記録は、議長の責任において作成し、運営会議の承認を得るものとする。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、社会システム経営学環事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、運営会議の意見を聴いて、学環長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。